

事 務 連 絡
平成19年 5 月 2 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(台湾産マンゴー)

標記については、平成19年5月18日付け事務連絡によりお知らせしたところ
ですが、輸出業者の確認に当たっては、植物衛生証明書の写しによることでも差し
支えないので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。